

議案第77号

葛飾区工場立地法区準則条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年11月29日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

工場立地法の改正に伴い、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区工場立地法区準則条例の一部を改正する条例

葛飾区工場立地法区準則条例（平成24年葛飾区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。